

## Ⅱ 退職会員に移行するためには

### ① 移行について

#### 移行と退会の概略について

#### <移行の条件>

- ・退職時に本会の現職会員であること
- ・55歳以上の退職であること
- ・出資金を拠出すること

#### <2口会員（配偶者も会員）の方へ>

- ・配偶者とともに退職会員に移行できます。その場合、2人分の出資金が必要です。
- ・配偶者の年齢は問いません。
- ・配偶者が退会し、本人だけ移行することはできますが、その逆はできません。

#### <退職会員に移行される方へ>

- ・3月中に「退職会員資格取得届」を学校の事務室まで御提出ください。
- ・出資金については、退職後の4月末に御自宅に納入額や納入方法等について御案内します。

#### <退会を希望される方へ>

- ・3月中に「脱退届」を学校の事務室まで御提出ください。なお、現職会員時に積み立てていただいた積立金の返金は事務手続き上5月下旬の返金となります。御理解をお願いします。

### ② 出資金について

#### 退職時、一度だけの負担で生涯の安心を！！

#### <出資金は終身会費です>

出資金は退職時に一括して納めていただきます。その後、会費のようなものを納める必要はありません。退職会員としての資格は終身ですので、出資金は終身会費とお考えください。

#### <現職会員の積立金は 全額出資金にあてられます>

積立額が出資金額を上回る場合、余剰金は全額お返しします。これを「返戻金」といいます。

積立額が出資金額に達しない方は不足金額を「調整金」として納めていただきます。

いくら納めていただくか、どのような方法で納めていただくかについては、退職後4月末に事務局より御自宅に案内させていただきます。

#### <出資金はいくらか>

来年度の出資金額は11月の第272回理事会で次のように定められました。

- ・60歳の基準年齢で「89万円」とする。
  - ・61歳以上であれば、1歳ごとに2万円の減額
  - ・60歳未満であれば、1歳ごとに3万円の増額
- 出資金額は、平成24年度から変わっていません。

#### <出資金は返却されません>

退職会員は終身の会員ですから、納入された出資金は返却されません。また、退職会員には退会の規定はありません。

ただし、「退職の翌日から2カ月以内」（5月末まで）であれば、「退職会員資格取得届」の提出を取り消すことができます。その場合、出資金は全額返却されます。

## Ⅲ 療養補助金給付の算定と給付対象

#### <給付の対象>

- ・公的医療保険（国民健康保険や公立学校共済組合など）による診療での実質自己負担額が対象です。
- ・保険診療であればすべてが対象となります。
- ・保険診療外（例えば、入院時の差額ベッド代や食事代、保険外診療、文書料、介護費など）は対象となりません。
- ・実質自己負担額が対象ですから、公立共済や私学共済での付加給付、あるいは高額療養費制度などで還付を受けられる部分は除外されます。

#### <給付額の算定>

- ・診療機関ごと月ごとに、実質自己負担額から定額（3割負担：600円、2割負担：400円、1割負担：200円）を控除し、控除後の金額の7割を療養補助金の給付額としています。※注）

**例）** 病院窓口で1ヶ月の自己負担額が7,000円の場合（3割負担）

$(7,000円 - 600円) \times 0.7 = 4,480円$ （100円未満切り捨て）を退職互助会から給付します。

したがって、 $7,000円 - 4,400円 = 2,600円$ が実質の自己負担額になります。